

事前評価書

年度	28
整理番号	

事業名・路線名等		交通安全事業 国道197号 <small>しょうわどお</small> 昭和通り工区	事業主体	大分県
所在地		大分市 <small>ことぶきまち まいづるまち</small> 寿町～舞鶴町		
事業概要	事業の目的	自転車歩行者道の再整備により、歩行者・自転車及び高齢者・障害者の安全な通行空間を確保するとともに、景観に配慮し、統一感のある街路樹や道路付属物を設置することにより品格のある街並み整備を行う。		
	事業内容	<p>【計画延長・幅員】 L=1,700m、W=19.5(36.0)m 自転車歩行者道 W=6.3m(両側)</p> <p>【道路区分】 第4種第1級 【設計速度】 V=60km/h</p> <p>【現況幅員】 自転車歩行者道 W=6.3m(両側)</p> <p>【交通量】 自動車 36,545台/日(H22センサス) 歩行者交通量 2,107人/12h 自転車交通量 1,568台/12h(H27実測 大分市役所前)</p>		
	事業費	C=1,100百万円		
事業の実施計画	完成予定年	着手から5年(平成33年度)		
	事業段階毎の実施計画	<p>1年目 歩道改修工事(第一工区、昭和通り交差点4隅)</p> <p>2年目 歩道改修工事(第一工区、第二工区、昭和通り交差点4隅)</p> <p>3年目 歩道改修工事(第二工区)</p> <p>4年目 歩道改修工事(第三工区)</p> <p>5年目 歩道改修工事(第三工区) 完</p>		
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区間は法指定通学路に一部指定されているが、歩行者と自転車の歩行空間が区分されておらず、歩行者・自転車の安全な空間が確保されていない。 ・上記の理由により、平成28年度の通学路合同点検の結果、危険箇所に挙げられており、通学路の整備を行う必要がある。 ・死傷事故件数470件/10年(うち歩行者・自転車の事故95件) ・死亡事故 3件、死傷事故率176.2件/億台・キロ ・当該区間のうち、約1.3kmは、大分市バリアフリー構想における重点整備地区内の生活関連経路となっているが、歩道の段差・勾配や点字ブロックの整備が十分にされていない状況である。 ※生活関連経路・・・公共施設、文化施設等の生活関連施設相互を連絡する経路 		
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車歩行者道の整備により、歩行者・自転車の走行区分を明確に区分することで、安全な通行空間を確保する。 ・中低木類を撤去し、自動車運転手の視距を確保することで、歩行者・自転車利用者の安全性を高める。 ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下:バリアフリー新法)」及び福祉のまちづくり条例に基づいた整備を行い、高齢者・障害者に配慮した構造とする。 ・昭和通り交差点の四隅を休憩スペースとして再整備をおこない、交流拠点として県民が憩える空間を創出する。 ・統一感のある街路樹や道路付属物を設置することで、落ち着いた品格のある空間を確保する。 		
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	・自転車歩行者道整備のため費用便益比の算出は困難であり、現状の事故発生状況、歩道利用状況、交通の状況等から総合的に判断する。		
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー新法及び福祉のまちづくり条例に基づき、透水性舗装の設置や舗装材の色彩・材質により自転車・歩行者の通行を明確に区分し、安全性及び快適性の高い歩行空間を確保する。 ・道路付属物については、周囲の景観に配慮し、シンプルなデザインを用い品格のある通りの統一感を図る。 		
	コスト削減	・アスファルト、砕石は再生材を使用。		
	環境等への配慮	・現道の再整備のため、地形改変による影響は少ない。		
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・地元(荷揚町校区、長浜校区)より通学路合同点検時に事業要望が挙がっている。 ・学識経験者、地元自治会、小学校関係者、沿線企業担当者、関係機関・団体、大分市等で構成した「リボーン197協議会」を設置し、再整備に向けた課題や問題点を整理し、整備方針を取りまとめている。 ・上記の整備方針について、パブリックコメントを募集し多くの県民の意見をまとめている。 ・道路の拡幅を伴わない事業であり、用地買収期間が必要なく、事業効果の早期発現が出来る。 		
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・法指定通学路(1号指定)に該当(荷揚町小学校通学路) ・道路法第13条に基づき事業を実施 ・社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合 ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」にもとづく、「大分市バリアフリー基本構想」における重点整備地区に指定 		
	事業の特殊性	-		
対応方針		・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。		

事業箇所位置図

